

岩手県告示第 579 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 21 年 7 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 397 号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 奥州市水沢区羽田町字久保 14 番 1 地先から 92 番 1 地先まで
 - (2) 奥州市水沢区羽田町字久保 104 番 1 地先から字中袋 45 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで